

有効期間満了日 令和12年3月31日

熊警第327号

令和6年3月29日

熊本県警察職員情報総合管理システムに係る関係事務の専決について(通達)

見出しのことについては、「熊本県警察職員情報総合管理システムに係る関係事務の専決について(通達)」(令和2年7月7日付け熊警第728号)に基づき運用しているところ、「熊本県警察職員情報総合管理システム運用要領の改正について(通達)」(令和6年3月29日付け熊警第324号。以下「システム運用要領」という。)の施行に伴い、令和6年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

1 システム総括責任者の事務の専決

システム運用要領に規定するシステム総括責任者(警務部長)へのアクセス権の申請に係る承認については、運用主管課長(警務課長)が専決できるものとする(システム運用要領第4の2関係)。

2 服務に関する事務の専決

熊本県警察職員の服務に関する訓令(昭和37年熊本県警察本部訓令甲第32号。以下「服務訓令」という。)に規定する所属長(警察本部の課長、所長、隊長、警察学校長及び警察署長をいう。)の事務のうち、次に掲げるものについては、次席、副隊長、副校長又は副署長が専決できるものとする。

(1) 私事旅行の届出の受理に関すること(服務訓令第12条関係)。

(2) 熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成7年熊本県条例第13号)第11条に定める休暇(熊本県職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成7年熊本県人事委員会規則第2号)第12条の4第2項に定める復職支援休暇及び同規則第14条に定める介護休暇を除く。)の承認に関すること(服務訓令第22条関係)。

(3) 欠勤の届出の受理に関すること(服務訓令第23条関係)。

3 職務に専念する義務の免除の承認に係る事務の専決

熊本県職員の職務に専念する義務の特例に関する規則(昭和26年人事委員会規則第12号。以下「職専免規則」という。)第2条に規定する事由のうち、次に掲げる事由に基づき申請された職務に専念する義務の免除に係る所属長の承認に係る事務については、次席、副隊長、副校長又は副署長が専決できるものとする。

(1) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第47条及び第50条第1項の規定による審査並びに同法第53条第7項の規定による聴聞の期日における審理の当事者又は証人等として出頭する場合(職専免規則第2条第1号)

(2) 妊娠中の女性職員の業務が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められるため、適宜休息し、又は補食する場合(職専免規則第2条第4号)

(3) 熊本県職員の苦情相談に関する規則(平成17年熊本県人事委員会規則第20号)第5条の規定による事情聴取等に応じる場合(職専免規則第2条第

5号)

- (4) 人事委員会が特に認める場合（職専免規則第2条第9号。ただし、警察本部長が別に定める場合に限る。）